



茨城県報

第 368 号

令和 4 年 (2022年) 12月19日

月 曜 日

目 次

規 則	ページ
●茨城県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中小企業課)	1
告 示	
●土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (資源循環推進課)	5
●知事指定薬物の指定 (薬務課)	7
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定 (4件) (障害福祉課)	7
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定更新 (2件) (障害福祉課)	8
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の 廃止 (3件) (障害福祉課)	9
●大規模小売店舗の変更の届出 (4件) (中小企業課)	10
●換地処分の届出 (農林事務所)	13
公 告	
●基幹道路の整備事業の着手 (道路建設課)	13
正 誤	
●昭和43年1月29日付け茨城県報号外(2)中	13
●昭和50年10月1日付け茨城県報号外(8)中	13
●令和4年12月1日付け茨城県報第363号中	14

規 則

茨城県規則第52号

茨城県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月19日

茨城県知事 大井川 和 彦

茨城県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

茨城県中小企業高度化資金貸付規則 (昭和43年茨城県規則第5号) の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「年1.05パーセント」を「年0.40パーセント以内で知事が定める率」に改める。

第7条を次のように改める。

(担保等)

第 7 条 前条第 2 項の規定により、貸付金の交付を受けようとする者は、貸付対象施設その他貸付金の交付を受けようとする者が提供した資産に担保を設定（以下「担保の設定」という。）し、金融機関（預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）の保証又は市町村の債務負担行為に基づく損失の補償（以下これらを「金融機関保証等」という。）を受けなければならない。ただし、知事が金融機関保証等を受けることのみで債権の保全に支障がないと認める場合には、担保の設定は要しないものとする。

2 前項本文の場合において、貸付金の交付を受けようとする者は、金融機関保証等を受けることができないときは、知事が適当と認める連帯保証人（主債務者と連帯して債務を負担する保証人をいう。以下同じ。）を立てることをもつて、これに代えることができる。

別表第 1 の 1 の項中「第 2 条第 1 項第 1 号イ」を「第 3 条第 1 項第 1 号イ」に改め、「のうち、経営革新のための事業」を削り、同表の 2 の項を次のように改める。

2	削除		
---	----	--	--

別表第 1 の 3 の項中「第 2 条第 1 項第 1 号ロ」を「第 3 条第 1 項第 1 号ロ」に改め、同表の 4 の項中「第 2 条第 1 項第 1 号ハ」を「第 3 条第 1 項第 1 号ハ」に改め、同表の 5 の項中「第 2 条第 1 項第 2 号イ」を「第 3 条第 1 項第 2 号イ」に、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に、「第 2 条第 1 項第 2 号ロ」を「第 3 条第 1 項第 2 号ロ」に、「第 2 条第 1 項第 2 号ハ」を「第 3 条第 1 項第 2 号ハ」に、「第 2 条第 1 項第 2 号ニ」を「第 3 条第 1 項第 2 号ニ」に、

「(2) 前号に掲げるもの

の組合員若しくは所属員（以下「組合員等」という。）である

「(2) 協業組合

(3) 合併会社（特定中小事業者（政令第 2 条第 1 項第 3 号に規定する特定中小事業者をいう。以下同じ。）

が他の特定中小事業者と合併する場合において、当該合併後存続する会社（中小企業者である会社に限る。）又は当該合併により設立した会社をいう。以下同じ。）

又は出資会社（特定中小事業者が他の特定中小事業者とともに、資本の額若しくは出資の総額の大部

特定中小事業者（政令第 3 条第 1 項第 3 号に規定する特定中小事業者をいう。以下同じ。）、企業組合又は協業組合

(3) 協業組合

(4) 合併会社（特定中小事業者が他の特定中小事業者と合併する場合において、当該合併後存続する会社（中小企業者である会社に限る。）又は当該合併により設立した会社をいう。以下同じ。）又は出資会社（特定中小事業

に改め、

分の出資をして設立する会社（中小企業者である会社に限る。）又は大部分の出資をしている会社をいう。以下同じ。」

者が他の特定中小事業者とともに、資本の額若しくは出資の総額の大部分の出資をして設立する会社（中小事業者である会社に限る。）又は大部分の出資をしている会社をいう。以下同じ。」

同表の 6 の項中「第 2 条第 1 項第 2 号イ」を「第 3 条第 1 項第 2 号イ」に、「第 2 条第 1 項第 2 号ロ」を「第 3 条第 1 項第 2 号ロ」に、

- 「(1) 特定中小企業団体
（政令第 3 条第 1 項第 2 号イに規定する特定中小企業団体をいう。以下同じ。）
- を (2) 特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合」
- に改め、
- (3) 企業組合又は協業組合」

同表の 7 の項中「第 2 条第 1 項第 2 号イ」を「第 3 条第 1 項第 2 号イ」に、「組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）」を「組合員等」に改め、「(特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等買取予約付きで賃貸するものを除く。）」を削り、同表の 8 の項中「第 2 条第 1 項第 2 号ハ」を「第 3 条第 1 項第 2 号ハ」に、「から第 6 号まで」を「第 5 号又は第 6 号」に、「第 2 条第 1 項第 2 号ニ」を「第 3 条第 1 項第 2 号ニ」に、「から第 8 号まで」を「第 7 号又は第 8 号」に、「第 2 条第 1 項第 2 号ホ」を「第 3 条第 1 項第 2 号ホ」に改め、同表の 9 の項中「第 2 条第 1 項第 3 号」を「第 3 条第 1 項第 3 号」に改め、同表の 10 の項中「第 2 条第 1 項第 4 号」を「第 3 条第 1 項第 4 号」に改め、同表の 11 の項中「第 2 条第 2 項第 1 号」を「第 3 条第 2 項第 1 号」に改め、同表の 12 の項中「第 2 条第 2 項第 2 号」を「第 3 条第 2 項第 2 号」に改め、同表の 13 の項中「第 15 条第 1 項第 16 号」を「第 15 条第 1 項第 25 号」に改め、「同項第 3 号ハ」の次に「第 11 号及び第 14 号」を加え、同表の 14 の項中「第 15 条第 1 項第 16 号」を「第 15 条第 1 項第 25 号」に、「又は第 12 号」を「第 8 号、第 11 号、第 12 号及び第 14 号」に、「中小企業」を「中小企業者の」に改め、「(商店街整備等支援事業に該当するものを除く。）」を削る。

別表第 2 の 1 の項中「専有」を「占有」に改め、同表の 3 の項中「1 の項」の次に「又は 3 の項」を加え、「又は普通貸付け（別表第 1 の 2 の項に掲げる事業に係るものに限る。）」及び「(別表第 1 の 2 の項に掲げる事業に係るものを除く。）」を削り、同表の 4 の項中「の 1 の項」の次に「若しくは 3 の項」を加え、「ただし、別表第 1 の 2 の項に掲げる事業に係る貸付けの場合は、整備資金の 100 分の 90 以内」を削る。

別表第 3 第 10 号中「同条第 9 項」を「同条第 10 項」に、「第 41 条第 1 項」を「第 49 条第 1 項」に、「に基づき」を「若しくは同法第 51 条第 1 項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき」に改め、「であつて、別

に定めるもの」を削り、同表第11号中「5の項に」を「6の項に」に、「第41条第1項」を「第49条第1項」に、「に基づき」を「又は同法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき」に改め、同表第12号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第10条第2項」を「第15条第2項」に改め、同表第13号中「3の項」を「3の項, 5の項」に改め、同表第14号中「2の項,」を削る。
様式第1号中「㊤」を削り、

- | | | |
|--|-----|------|
| 「3 連帯保証人の連帯保証承諾書 | 1 部 | |
| 4 前事業年度における貸借対照表及び損益計算書
(個人の場合にあつては、収支計算書及び資産負債説明書) | 1 部 | |
| 5 申請対象施設等の見積書の写し又は原価計算書、仕様書及びその
カタログ又は図面(写しには、原本と相違ない旨を代表者が奥書証
明すること。) | 1 部 | |
| 6 定款及び登録謄本(個人の場合にあつては、事業証明書) | 1 部 | を |
| 7 連帯保証人の資産を証明する書類 | 1 部 | |
| 8 組合員名簿(中小企業の場合にあつては、役員名簿)(いずれも住
所、氏名及びそのふりがな、生年月日並びに性別を記載すること。) | 1 部 | |
| 9 貸付申請に関する諸決議録謄本 | 1 部 | |
| 10 茨城県暴力団排除条例による排除措置の対象者でない旨の誓約書 | 1 部 | 」 |
| 「3 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該(1)
から(3)までに定める書類 | 1 部 | |
| (1) 貸付対象施設等を担保として提供する場合 担保物件の登記事
項証明書 | | |
| (2) 金融機関保証等を受ける場合 当該金融機関保証等の内容を証
する書類 | | |
| (3) 連帯保証人を立てる場合 連帯保証人の連帯保証承諾書及び連
帯保証人の資産を証明する書類 | | |
| 4 前事業年度における貸借対照表及び損益計算書
(個人の場合にあつては、収支計算書及び資産負債説明書) | 1 部 | に改め、 |
| 5 申請対象施設等の見積書の写し又は原価計算書、仕様書及びその
カタログ又は図面(写しには、原本と相違ない旨を代表者が奥書証
明すること。) | 1 部 | |
| 6 定款及び登録謄本(個人の場合にあつては、事業証明書) | 1 部 | |
| 7 組合員名簿(中小企業の場合にあつては、役員名簿)(いずれも住
所、氏名及びそのふりがな、生年月日並びに性別を記載すること。) | 1 部 | |
| 8 貸付申請に関する諸決議録謄本 | 1 部 | |
| 9 茨城県暴力団排除条例による排除措置の対象者でない旨の誓約書 | 1 部 | 」 |

「9号」を「8号」に改める。

様式第3号から様式第5号までの規定中「㊤」を削る。

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の茨城県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸し付けら

れている資金については、なお従前の例による。



告 示

茨城県告示第1263号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和4年12月19日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 指定する区域

つくばみらい市台字西ノ内1801番1の一部（別図のとおり）

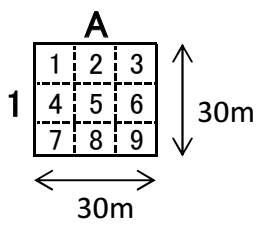
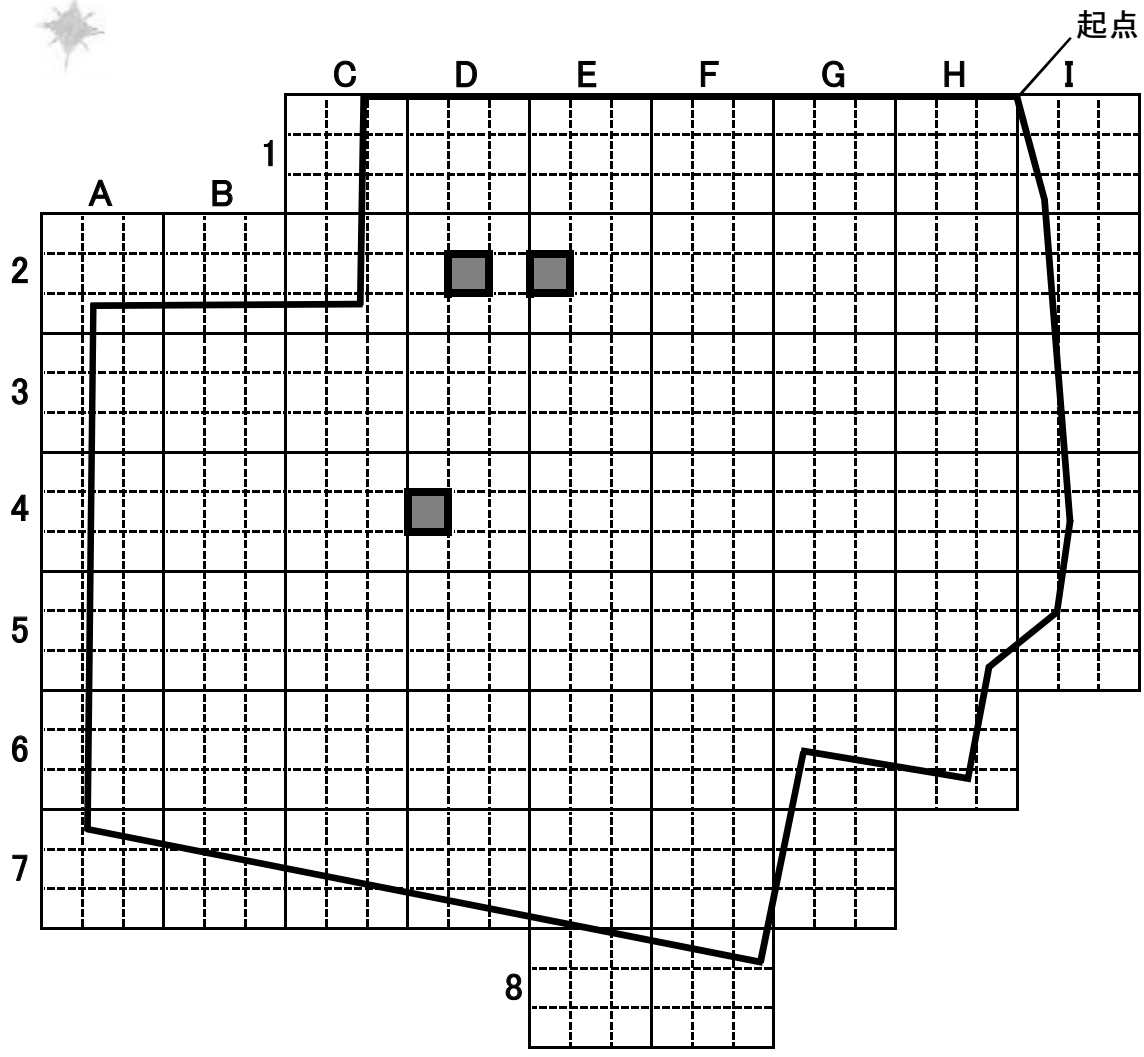
2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特有害物質の名称

ほう素及びその化合物

3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置

規則別表第6の1の項の中欄に規定する「地下水の水質の測定」

別図



- <凡例>
- : 要措置区域
 - : 土壤汚染状況調査範囲

茨城県告示第1264号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年茨城県条例第53号）第10条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和4年12月19日

茨城県知事 大井川 和彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2- (3-メトキシフェニル) -2- [(プロパン-2-イル) アミノ] シクロヘキサン-1-オン及びその塩類
- (2) N-メチル-1- (5-メチルチオフェン-2-イル) プロパン-2-アミン及びその塩類
- (3) 2- { 2- (4-エトキシベンジル) -1 H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類
- (4) N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -1-ヘキシル-1 H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類
- (5) N- (1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル) -1-ブチル-1 H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類

2 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有し、かつ、人の身体に使用された場合に人の健康に被害が生ずると認められ、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

3 指定の効力が発生する日

令和4年12月19日

茨城県告示第1265号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年12月19日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0812701027	けあビジョンホーム稲敷訪問介護	茨城県稲敷市江戸崎甲373番2	株式会社ビジュアルビジョン	埼玉県上尾市上町一丁目1番14号	令和4年 12月1日	居宅介護

茨城県告示第1266号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年12月19日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0813300282	グループホーム みの～る	茨城県那珂郡東海 村大字須和間1302 番10号	特定非営利活動 法人東海村障が い者地域生活自 立支援ネットワ ークまつぼっく り	茨城県那珂郡東海 村大字須和間174 番地13	令和 4 年 12月 1 日	短期入所
0823300223						共同生活援助

茨城県告示第1267号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 4 年12月19日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0820700219	オープンハート 結城	茨城県結城市大字 結城785番 3	トチオメディカ ルサービス合同 会社	茨城県結城市大字 結城10745番地24	令和 4 年 12月 1 日	共同生活援助

茨城県告示第1268号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 4 年12月19日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0822001327	グループホーム 愛光	茨城県つくば市要 554- 8	株式会社愛カン パニー	茨城県つくば市高 野619番地	令和 4 年 12月 1 日	共同生活援助

茨城県告示第1269号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 4 年12月19日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新 年月日	サービ スの 種 類
0813000080	障害者支援事業 所 襲	茨城県行方市南95 - 7	有限会社 ケア 一さくら	茨城県行方市小高 388番地の 2	令和 4 年 12月 1 日	居宅介護 重度訪問介護

茨城県告示第1270号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基

づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年12月19日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0813800265	訪問介護事業所 オーシャン	茨城県稲敷郡阿見 町鈴木59番地63	株式会社オーシ ヤン	茨城県稲敷郡阿見 町鈴木59番地63	令和4年 12月1日	居宅介護 重度訪問介護

茨城県告示第1271号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和4年12月19日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0810400432	アイライフ	茨城県古河市駒場 根712番地16	合同会社 カレント	居宅介護 重度訪問介護	令和4年 11月30日

茨城県告示第1272号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和4年12月19日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0810800052	ヤックスヘルパース テーション龍ヶ崎	茨城県龍ヶ崎市藤 ヶ丘1-3-1 ヤックスドラッグ 竜ヶ崎藤ヶ丘店内	株式会社ヤックスケア サービス	居宅介護 重度訪問介護	令和4年 11月30日

茨城県告示第1273号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和4年12月19日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0823800529	共同生活援助 tsunagu	茨城県稲敷郡阿見 町よしわら2丁目 10番4号	株式会社きれいな虹	共同生活援助	令和4年 11月30日

茨城県告示第1274号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和4年12月19日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**(1) 名称及び代表者氏名**

コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 ケン・テリオ

(2) 住所

千葉県木更津市瓜倉361番地（金田西2街区2画地）

2 届出事項の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

コストコホールセールひたちなか倉庫店

ひたちなか市新光町41番2

(2) 変更した事項**ア 大規模小売店舗を設置する者の住所**

（変更前）神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号

（変更後）千葉県木更津市瓜倉361番地（金田西2街区2画地）

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所**(3) 変更の年月日**

令和4年8月1日

(4) 変更する理由

法人の住所を変更したため

3 届出年月日

令和4年12月5日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1275号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和4年12月19日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 ケン・テリオ

(2) 住所

千葉県木更津市瓜倉361番地 (金田西 2 街区 2 画地)

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コストコホールセールつくば倉庫店

つくば市学園の森 2-19

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目 1 番 4 号

(変更後) 千葉県木更津市瓜倉361番地 (金田西 2 街区 2 画地)

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(3) 変更の年月日

令和 4 年 8 月 1 日

(4) 変更する理由

法人の住所を変更したため

3 届出年月日

令和 4 年 12 月 5 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1276号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 週間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 4 年 12 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役 深澤 祐二

(2) 住所

東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

プレイアトレ土浦

土浦市有明町 1 番30号

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 変更の年月日

令和 3 年10月27日

(4) 変更する理由

代表者の変更のため

3 届出年月日

令和 4 年12月 7 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1277号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 4 年12月19日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役 深澤 祐二

(2) 住所

東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アトレ取手

取手市中央町甲813番の 2

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所又は代表者の氏名

(3) 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日 外

(4) 変更する理由

住所・代表者変更のため

3 届出年月日

令和 4 年12月 7 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1278号

令和 4 年11月21日付け西農土指令第 3 号をもって認可した市営土地改良事業常総地区 (全換地区) については、常総市長から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の 4 第 1 項において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

令和 4 年12月19日

茨城県西農林事務所長 石 寺 真

公 告

●基幹道路の整備事業の着手

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和 3 年法律第19号) 第16条第 1 項の規定により基幹道路の整備事業を次のとおり着手する。

令和 4 年12月19日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

路線名	工事区間	工事の種類	工事着手の日
常陸大宮市道 2-40号線	常陸大宮市下小瀬字西小屋2204番地先から 常陸大宮市上小瀬字小瀬沢5119番地先まで	道路改良	令和 4 年12月19日

正 誤

昭和43年 1 月29日付け茨城県報号外(2)中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
13	上から 8 行目	代表者 印	代表者
15	下から12行目	代表者 印	代表者
16	上から 9 行目	代表者氏名 印	代表者氏名

昭和50年10月 1 日付け茨城県報号外(8)中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から15行目 及び16行目	償還をさせる	償還させる

令和 4 年12月 1 日付け茨城県報第363号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行
6	上から 3 行目

誤							
正			113	232,600	266,000	302,900	
			114	233,100	266,300	303,200	
			115	233,600	266,500	303,500	
			116	234,100	266,700	303,700	
			117	234,400	267,000	303,900	
			118	234,800	267,300	304,200	
			119	235,200	267,600	304,500	
			120	235,600	267,900	304,700	

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)